

ことと思うんですが、それにもかかわらずこういう仕事に従事したということはどういうわけですか。

新藤 ページですか、公職追放者ではあったのですがね、この仕事を処理するには、もうシベリアンではだめだ、できないんだと、やはり正規軍人でなければ状況判定ができないというので、当時の進駐軍司令部から、特別のパスポートを貰って、復員業務に関しては、いわゆる追放者である正規軍人の就職を認める。しかし、数は制限され階級的にも将官以上はだめだった。

司会 復員業務に関してはね。

新藤 それほど戦死者処理というか、未帰還者の調査というのは、終戦直後から約10年以上、主な仕事の骨だった。そのうち昭和27年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が出て、援護法に該当するものには、弔慰金を出すということになったわけですが、その前提になる、戦死しているかどうかということに非常に長くかかった。また、これが一番むずかしく、一番大きな問題だった。

早坂 今の問題ね、これは各県だけでできる問題ではないので、中央に未帰還調査部というのがあり、これが主体になって全部調査したわけですね。県は郷土部隊を主体とした調査をやったわけですが、そのためには各県合同して調査会議をやったり、引揚者で資料を持っている人に集って貰ったり、こういうことを何回もやりながら、個人的な資料を究明していく行動をやったわけですね。判明した資料は未帰還調査部に持って行って判定を受けるということです。

司会 こちらから資料や情報を提供して、決定は未帰還調査部がやるわけですね。

早坂 未帰還調査部でも勿論直接資料を集めるわけですね、大元のやつとか、個々にも、だから両方併行してやっておったわけですね。また、県は郷土部隊にかぎらず一般邦人についても調査しておった。

新藤 いろんな部隊に岩手県の人が入りました。たとえば、岩手県人は31連隊に入るんだぐらいにしか考えていない、ところが31連隊は九牛の一毛に過ぎない、他県の方と色々な部隊に入り実に複雑なものだった、ある部隊に所属している人が生死不明だという場合に、その部隊の編成地はどこだったか、たとえば、山形県だったということになれば、山形県が主体になって未帰還者の調査をやるわけですが、その中に本県の人でまだわからない人が載っている場合には、こっちから係員が資料を持って行って未帰還者の調査をやったり、それから生き残った人達を集めて、その時の状態を聞くというようなことをずいぶんやりました。

吉田 未帰還者はまだ84名あります。

司会 最盛期にはどんどん押しかけて来て、私の夫なり息子がいるはずだ、あなたたちの捜しかたが足りない、いわれた頃があるのではないかと思うんですが、何年頃ですか。

早坂 援護法が始まる頃(昭和27年)は大部分終ってたでしょう。

吉田 公報の発令状況から見ると、昭和23年から24、5年頃が一番多いのじゃないですか。

新藤 その頃は、資料のはっきりした者の死亡認定がどんどんでき、公報発令がスムーズに行なわれた。

早坂 その後が問題だった。

渡辺 昭和34年の死亡宣告(注、未帰還者特別措置法)までですね。

吉田 昭和33年までは、公報発令が100人台を越えておりますが、34年からはがたっと減っている。

新藤 結局ですね、帰って来る者は大部分帰って来た、さらに昭和27年には援護法が公布され、該当者には金が出る、別に金にとられる訳じゃないけど、そういう事態になっても、私の息子がまだ生死不明ということはどういう訳かと、課の人が遺族からせめられた、それがやはり20年代の末頃が一番強烈じゃなかったかと思う。

早坂 海軍は大部分中央でやっていたでしょう。

熊谷 当時の官制上、関東、甲信越、東北、北海道これらはすべて横須賀鎮守府で、むこうに資料があったから調査究明は系統的にそこでやっておった。

司会 未帰還者の調査で特に印象に残ることがございますか。

早坂 部隊毎に個人的に資料を持っている人がありましたね、たとえば、暁部隊関係では大船渡だったか、小友の人でしたが、こういうかたから資料の提供を受けるということが多かった、その点中国関係は資料がきちんと整っていた。

司会 中国、内地の部隊におった人は問題がないとして、どの方面が苦労しましたか。

ニューギニア派遣部隊

早坂 満洲ですか、シベリアに行った行かないで。

新藤 部隊はいろいろ移動している。たとえば、満洲から移動して終戦になった、その部隊に入っていると思って調査しているけれども、案外移動中に、たとえば、満洲のどこかで落伍をし、その地の病院に入院し途中でこぼれている人がある。そういう人たちは非常に難儀した、その部隊に入っておればわかるんだけど、部隊と別行動をとったいわゆる行方不明者についてはなかなかつかめなかった。

早坂 急造の人数の多い部隊としては、ニューギニア関係の暁部隊があった。部隊の人数はたしか3千7百でしたか、それが師団で生き残ったんはわずか百数十名、戦死した人が3千数百名ですよ、それがどこに行ったか、ジャングルの中で、マラリヤだの栄養失調だの死んだわけですね。それで死亡認定を決めるのにずいぶん苦労したんです、それから比島の問題ね、フィリピンには31連隊が行っていたから、暁にならんで多いのが比島なんです、その次は満洲ですよシベリアに引っ張って行かれたという、満洲そのものは戦闘はあまりなかったけれども終戦直後の戦闘で引っ張って行かれましたからね、その後の調査が困ったんです、数も多いし。

新藤 暁部隊というのは揚陸部隊ですからほうぼうに分散していた。

司会 揚陸部隊？

新藤 輸送船に乗って行くんでしょう。輸送船が栈橋にどんとつけば何も文句はない、荷物だって人間だって、タラップを出れば良いし、荷物はウエンチで下ろせば良いから、ところがニューギニアだとか、フィリピンだとかいうところは、大体船が沖にとまってしまう、それからの荷役ですね、揚陸部隊というのは輸送船と陸上までの水際輸送ですよ。

早坂 第3揚陸隊というのが本県関係の人が一番多かったようです。また、ニューギニアに本県

関係では雪部隊というのがありましたが、これは揚陸部隊ではありませんから。

新藤 暁部隊はほうぼうに分散したから調査に困ると申し上げましたが、次に比島はね徹底的にやられたということですよ、ここにありますね調査に難儀する理由は、敗戦も敗戦惨敗ですよ、それから戦死者の比率も高いでしょう、ニューギニアもずいぶん多いけれど比島も本当にわからない、また、満洲は非常に広くて混乱したということですよ。

早坂 通称雪部隊、その中で岩手県の人が多かったのは第222連隊ですね。

司会 この雪部隊というのはどこにいたんですか。

早坂 ニューギニアですよ、ニューギニアのジャングルの中を徒歩で歩きながら皆んな死んでしまった。

新藤 ニューギニアは大変なところで、瘴癘悪疫、それから毒蛇そういうものが非常に多いところですから。今は亡くなられたけれど医大の耳鼻科の教授で今野という先生が、戦争が始まる前に学術調査団で調査に行ったんですが、その時の結論は人間の住むところではないということだったそうです。

早坂 雪部隊というのは戦闘部隊で、暁部隊は輸送部隊ですね。

新藤 この雪部隊は北支から転用されたんでしょう。船はすぐ郊外の「ウースン」呉淞と書くんです、あっちへ行った人はすぐ「ウースン」というけれど、そこから乗船したというから。

公報発令

司会 当時のことを思うとほんとうに暗い気持ちになります。この戦争で全国の戦没者は186万人、本県では実に38,268人です。うち戦死者は21,812人ほかは戦傷死者、戦病死者となっておりたましい限りです。あとの表にもありますように、そのうち19,500人程度が南方で戦病死しています。特に比島が7,760人、ニューギニアが5,543人といかに本県将兵の犠牲が大きかったか、今皆さんのお話で心から冥福を祈る次第です。

……またそれだけにその調査も大変だったと思いますね。

新藤 そこでね、その調査の結果戦死と決定されて、今の未帰還調査部から認定されれば公報が出るわけですから、公報が何年に幾つ出たということがわかれば、この調査の進捗状況がわかるわけです。

私はこの部分について一筆書いてもいいんですがね、非常にあの頃の世話課の者が泣いたところ、泣きどころですよ、遺族の心境を考えればなんでもよい、さっさと出せというわけにはいかない。

司会 ほんとうに大変だったでしょうね。

新藤 それでも間違っただけものがたくさんあった。厳密に厳密に最大の努力をして調査したのが誤報だという例がいくらかあるんです。そういうのは今のように、ここにおったというように判断して、どっちから見ても判断されるんですが、ところがさっきの話のように、たとえば、フィリピンに行くはずのものが、乗船地の釜山で病気のため病院に入っておって、いち早く内地に帰っておったとかね、あるいは内地に帰って間もなく死んでしまったとか、というような人があるわけですが、このように脱漏したものの消息がつかめなかった。

早坂 そうしたものを決定するまでには大変なことです、その人と同行している人とか、その人を見たとか、聞いたとかという人をみんな集めて、その情報を全部とるんですからね、1人の死亡公報を出すために何拾人という人の資料が集るわけですよ、そのような苦勞です。最後にはね、始めのうちはよかったです。

遺骨伝達

司会 そうしますと、死亡が認定された公報が発令されたら、その後はどうなるんですか、遺骨伝達ということですか。

早坂 そうです公報が発令され遺骨伝達ということですね、最高調のときは県下で1回に3,000柱というときもありましたね、伝達は地方事務所のあるところと岩泉で行ないましたが、1カ所数拾柱から盛岡のように数百柱に及ぶこともありましたね。

新藤 遺骨箱の収納は久昌寺さんでやったね。

早坂 そうです久昌寺さんの本堂等をお借りして、当時の住職さんは海野義雄さんというかたでした、在郷軍人でもありほんとうにお世話になったものです。

それで伝達は盛岡は久昌寺で、釜石は石応寺、宮古は常安寺、岩泉は雲岩寺でしたかな、その他の地区は地方事務所とか市役所でした。

新藤 還送されてくるお骨は少くて、ほとんど霊壘お位牌でした。

早坂 え、それに出征時留守部隊に置いていった遺髪、遺書というようなものを収納したのが10%もあったでしょうか、その他は規定により霊壘お位牌でした。

伝達場所までの送付、送るのがまた大変でした、終戦前は2等車今のグリーン車ですね、2等車で護送されたものが戦後は一般客車で、しかも、座席の確保にも大変苦勞して、鉄道管理局や駅の人たちに特別に協力をいただいたものでした。

新藤 お遺骨は数の少いときは、白布に包んで英霊と書いた紙をはって護送したが、多いときは特製の箱で。

早坂 そうでした、縦横1メートルぐらい長さは1メートル80ほどの長持状の箱でした、これに収納し“ワム”有蓋貨車ですかあれに搭載して護送したわけですが、2等車が貨車になったんですから全く今昔の感といいますか、英霊に対して申し訳ないという気持ちでした。

アイオンだったか、カザリンだったかの台風の後には鉄道が寸断され、山田線が、釜石に行くのに気仙の小友から護送したこともありました。

新藤 そうそう、そのとき私は気仙から遠野経由徒歩で帰って来たこともあったね、とにかく遺族の心中を察すると、鉄道が回復してからなんてことはとても言っておられなかったわけですよ。

援護法制定まで

司会 またもとにもどっても結構ですが、次の問題はなんですか、とにかく一般行政にない特殊な行政であったわけですね、今は援護行政も全く一般行政の中に入っておりますが。

熊谷 終戦処理史ということのまとめですから、今言われた復員、引揚処理ということがなんと

いっても柱ですね、それから行政事務に入っても、遺族の援護というものがまた一つの柱になると思います。

司会 そこで、援護法をつくる裏話はないんですか、援護法をああいっけり好でつくるというのに、どういふ力があれに働かけて援護法ができたか。

熊谷 それはですね、戦後なんといつても約7年間というもの遺族になんらの補償の道もなかった、というのもやむを得なかったでしょう、G・H・Qのマッカーサー最高司令官によって行政がおさえられておった、そこを昭和27年、ときの吉田総理が講和条約を締結すると同時に、戦傷病者戦没者遺族等援護法を制定し遺族援護の道が開かれたわけですよ。

早坂 それであの当時は恩給法で軍人恩給の部分は停止されたけれども、傷病恩給は残っていたんだね。

熊谷 重度の障害を残してね、6項症以上は。

早坂 傷病恩給はあったわけ、軽い方は切られちゃった、傷病者、戦傷者の足切った人とか、手切った人の傷病恩給だけは残されていた。

それから普通生活的な、軍人救護的なものは勿論切られたからそれはないし、遺族はそのままですわなんにもなし、それから留守家族に対しては留守家族手当が、これは続いてあったわけですね。

司会 生活保護的軍人恩給は全然なかったわけですね。

熊谷 昭和21年2月1日勅令第68号、それで恩給が停止された。

早坂 ただ、傷病者のやつだけは主なものが残った。軍人恩給には扶助料として遺族も含まれておりますから、だから全部それでストップされた。

熊谷 ただ、未帰還者留守家族等援護法(注、昭和28年制定、その前は未復員者給与法等)があって、未帰還者の留守家族には留守家族手当が支給されていた。

新藤 あれは俸給の留守宅渡しで、出征軍人の給料の留守宅渡しということですよ、まだ帰って来ないものに。

司会 よくそれを認めておったんですね。

新藤 だってそれは給料だから、上陸するまでは軍人の身分があったんですよ、引揚援護局、それが上陸地引揚船の着くところにあった、終戦当初は鹿児島に着いたものもあれば、宇品、舞鶴等ほうほうに着いた、舞鶴に着いたのはこれはソ連の引揚が始ってからですよ、北のほうの石巻とか釜石に入ったものはないけど。

横須賀あたりが本命かな。

熊谷 浦賀ですね、それに横須賀、和歌山の田辺に南方方面から船がぞくぞく入って来たんですよ。鹿児島もありました、多いのは田辺と浦賀、大竹、大部後になりますけど舞鶴。

高藤 支那方面は佐世保が多いですね。

新藤 そこで全部軍服を脱いで、軍服がない人もありますけど、とにかく軍人身分というものを脱いで、復員者になってそれから故郷に帰った、その日をもって軍人の身分がなくなる。

司会 それまでは留守家族に対して、留守宅渡しがあったということですね。

渡辺 法律が出たんですよ、未復員者給与法が、その後一般邦人にも特別未帰還者給与法が、そ

ういふ法律によって支給したわけです。

新藤 援護法が生まれたというのは、やはり世間一般の常識ある人の声が反映したということだね、また一つにはアメリカあたりの考え方もあって、案外スムーズにそういう法令が生まれたものと思う。私達はよく進駐軍に呼ばれたが一度もしかられたことはない。

その頃、県は千葉茂さんが渉外課長として進駐軍の宿舎、物資の補給というようなことをやったわけですが、我々のほうは復員という軍人の待遇その他に関して呼ばれましてね、今どういう状態になっているかということ聞かれたものです、ということはまず裏を見たいという気持ちだったでしょうね、もう一方では思想的に騒然とした時代で、G・H・Qの調査取締もきびしかった。

司会 そうすると一般的な、たとえばその当時デモもやっているし、遺族は請願陳情したということはないですか。

早坂 いや、公務災害補償強化運動だったかな連盟だったかな、というのがありまして、あれは昭和22、3年頃だったと思いますが、我々も後押ししながら運動したものです。

司会 だれがキャップですか。

早坂 世話課の我々が主体になってやったんです、表だったのは梅津さんかな、結局、集会には遺族は勿論引揚者も集ったし、戦傷者の人も集った。

新藤 引揚促進連盟と遺族会が共同でやったじゃない。

司会 しかし、これが出て来た背景の中には、朝鮮事変が非常に影響しておりますね、それはまあもっと大きな客観問題でしょうが、これによって警察予備隊が出てきたんでしょう、したがって旧軍人をほうっておけないということがでてくる。

新藤 国家的には朝鮮事変に端を発して経済が急速に、まあ軍需景気といったことですが、実質的には日本経済が回復したんですね、そういう点もあるから予算的にも可能じゃないかということも考えられる、客観情勢がそういう法律が生まれる情勢になってきたんじゃないですか。

司会 したがって援護法ができないで、流会流会で延びたというよりもむしろ、政府が中心になってやってくれたという感じですね。

早坂 国民の感情とかそんなことからいうと、昭和27年頃は相当経済的に回復してきたけれど、始の頃は特に軍人とか遺族とかもう国賊と言われたときですから、だれもそんなものに援護しようという話を出す人はないのですから、当然政府が主体になるという考え方になるでしょうね、勿論下心はあったわけですけど、表だってはっきり言ってくれる人はない、それが一般情勢じゃないですか。

当時の世相と旧軍人

司会 大変失礼なことをお聞きするようですが、やはり新藤さんも早坂さんにしても職業軍人であったことから、社会的に気分的に違っておったんですか。

早坂 当時軍隊そのものにおったときは、その組織の中で自分のやれることだけは真剣になって、職分を尽したということは自信をもって言います。それだけのことはやってきた。だから私じゃ軍人として最後を飾れたというか、そのためにずいぶん努力もしたし、遺族のためにも一生懸命やったつもりです、むくいるためにも、ですから職業軍人であったというそのために極端に卑下する必要

はないというか、卑屈になる必要はなかった。

新藤 いや妙な人がおって、やっぱり白い眼で見る人も相当おったと思う。終戦直後においては軍人は全部戦犯なんだ、国賊だという考えを持った人もあるし、それをおだてた人もあるんです、これは事実ですよ。軍人に対する遺恨とか、軍に対して遺恨というものが強かったと思う。

しからば軍人はどういう態度をとったかと言えば、たしかに民間で暮した軍人はなんかこうせまい気持というか、そういう気持にならざるを得なかったと思います。ただ、我々は今早坂さんが言ったように援護にしても我々がやらなければだれもやるものがないんだと、生きて帰った軍人としての当然の仕事だとかこういう考えでやった、公職追放でねどこへ行っても雇ってくれない、階級が上であればあるほどシャットアウトなんですよ、そういう世の中であって我々は追放該当者であるけれど、特に許されてその職につけと言われた。もうこれは一生懸命やらにゃいかんという気持でした、それをやりながらも、こうたくさんの方の戦死者を出したという、軍の一幹部というか、私ら幹部でもなんでもないんですが、やはり贖罪というか申しわけないという気持はありました。

また、東京裁判で戦犯になったかたがりましたが、第一線の連隊長とか旅団長とか参謀というのは、上からの命令でただ自分に与えられた任務を一生懸命やるだけの話ですから、私らなら戦犯の該当者じゃないと思っております。

法務関係者の援護

司会 戦犯の話が出ましたが、岩手県で戦犯に問われて……。そういう点に対して特に配慮した点はありますか。

新藤 戦犯にかかっている人に対して助命嘆願運動はありました。特に日本人は同じような名前の人が多い、したがって同じような名前の方は全部押えられたんです、明らかにこれは間違いだという明瞭なものは、まずなんか一つここは嘆願運動ということでずいぶん嘆願運動をやったんですよ、署名運動もやった。

司会 さっき言った大きな問題は調査処理ですね、未帰還のこれに関連していろいろお話を伺いましたが、さらに別個の問題がありませんか。

地方世話部と民主化運動

渡辺 私は長いことこの仕事をやりましたが、私は常に危篤状態な、体からたどって言えば、そういう感がしました、援護課という生命はですね、もう常に行政整理と人の配置転換とか、首切りとか、そういう流れを吸んでいるだけに、したがってその間に労働争議などというものもありましたし、県職の執行委員長とか役員もたくさん出ております。

右翼だとか、軍国主義とかいうものが180度転換して、民主主義に切り替えたのは一番早かったじゃないですか、戦後そういう流れの中で私は庶務を担当していましたが、やりずらかったですね、涉外とか戦犯の仕事もやりましたが、進駐軍との交渉で遠慮もなんにもなく、正々堂々と国益を護るという立場で交渉しましたが、内部の調整というほうがむずかしかった。

司会 この課は一番最初何課になったんですか。

早坂 世話課ですよ。

新藤 いや、終戦直後は地方世話部、岩手地方世話部ですよ。

早坂 国の出先機関だね。

新藤 第一復員省の出先機関なんです、まあ財務部みたいなものですね、昭和22年5月何日か地方自治法施行とともに内容そのまま県の中に入ったわけですね。当時“いやしまいで国の機関としてやるべきだ”という話もありましたけれども、やはり、いろいろ職員の将来の流れというものを考えてみたり、また、仕事は岩手県民のためにやるものなんだから、県の機構の中に入ったほうがよいんじゃないか、という意見が圧倒的で、そのままの機構で県の厚生部の中に入ったんです。ですから終戦後は地方世話部であって、地方自治法施行と同時に岩手県、当時は厚生部ですか……。

渡辺 いや民生部、教育民生部です。

新藤 教育民生部世話課となったわけです。内容はそのままでした。

司会 そうすると一番最初の岩手地方世話部といった頃は、国の職員だったわけですね。

新藤 そうです、国家公務員ということです。

司会 いま渡辺さんの言われた労働争議は世話課になってからですか。

新藤 いや世話部当時ですよ。

司会 新旧思想のあった時代ですから、どこに限らず人間の考えも流動的だし、どうもこうもならない時代ではあったわけですね。

新藤 このことは労政課で発行している、岩手県の労働運動史の中に世話部の労働争議は載っていますが、私は争議のことはあまりふれたくない。

司会 突破口の役割を果たしたぐらいのことはね。

新藤 それは私が課長になる前のことで、私が課長になってからはそういうことはなかった。むしろ世話課の執務態度は立派であるとほめられたものです。私は昭和30年9月一杯でやめて31年4月から今の職業につきましたが、私の後任課長として人事課長である鏡さんが事務取扱いをやったね“いや新藤さん私じゃ世話課に行って見て、県庁にあんな立派なところが県庁の中にあるとは、人事課長でありながら知らなかった”というわけですよ、それほど非常に統制のとれた仕事をやっておった。

ですから終戦直後の岩手地方世話部時代はとかくの問題もあったけど、世の中が落ち着くと同時にみんな一生懸命でした。

遺族援護

司会 援護法が昭和27年に制定公布されたわけですが、この処理が3万5,000大変なことだろうと思いますが。

早坂 これは業務係で担当したわけですが、人員は他県に比して少ないし、かといって待ちに待った遺族のために、戦友のために1日も早く手続きをして上げなければならないということで、業務係の人は全員責任感に燃え、不眠不休で事務処理を行なったものです。

司会 法律の趣旨と実施は大変だったでしょうね。

早坂 勿論請求書の進達は市町村から法律の説明会があるわけですが、当時は町村合併前ですから大変な人数でしたね、会場としてはよく西鉛厚生寮を利用したものです、出てきた請求書類の点検には全係員毎日残業ですよ、勿論土曜日も、それでも追っつけなくて家に持ち帰って処理した係員も少なかったようです。

当時私は皆さんの努力目標として毎日の処理件数を定め表にして張り出し、競争心をあおったもので全くむごいことをしました。それでも係員のかたは遺族の窮状を考え戦友愛に燃えつつがんばったものです、ろくに超勤手当も貰わずに。

司会 この業務を処理するに何か印象に残るようなことはございませんか。

熊谷 援護法制定当時は同一戸籍内にある妻、子、父母、孫、祖父母でなければ年金等の請求ができないわけですが、ところが実際は親子関係にありながら戸籍上は親子関係にないため、請求できないという遺族が、その数は30人ぐらいですか、時効は迫ってくるし、なんとかしてこういう人達を救うことができないだろうかということで盛岡の家庭裁判所に行って相談いたしましたところ、地裁の裁判官、家裁の裁判官、それに県からは次長をはじめ、課長、課長補佐等担当者および県遺族会の事務局長を交えて協議会を開き、どうしたら救えるかということで研究しました。

当時家裁の岡垣裁判官が主になって指導いただきましてですね、親子関係確認訴訟により相当数の遺族が救われました。この協議会のときのレポートがたしか「戸籍問題協議会概要報告」だったと思いますが、厚生省をはじめ各県から資料として提供して貰いたいと申込が多くあり評判になったことを記憶していますがね、とにかく1人でも請求もれないよう、あるいは今のように権利がありながら書類不備のため失権することのないようにと一生懸命になったものです。

司会 援護法の後昭和28年に軍人恩給が復活したわけですね。

これまでのこと。数字上では表わすことのできない貴重なお話をたくさんしていただき、ほんとうにありがとうございました。

これをもちまして座談会を終ることといたします。

第1章 終 戦

昭和16年12月8日、西太平洋およびパールハーバー（真珠湾）において戦争に突入した日本は、爾来、3年8カ月余の戦いのあと、昭和20年8月15日正午、ポツダム宣言受諾が全国に伝えられ天皇陛下の御放送の時をもって米・英・ソ・中の連合軍の前に無条件降伏となった。

終 戦 詔 書（昭20、8、15放送）

朕深ク世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク

朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ
抑帝国臣民ノ康寧ヲ図リ万邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措カサル所曩ニ米英二国ニ宣戦セル所以モ亦実ニ帝国ノ自存ト東亜ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他国ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス 然ルニ交戦己ニ四歳ヲ閲シ朕カ陸海將兵ノ勇戦朕カ百僚有司ノ励精朕カ一億衆庶ノ奉公各々最善ヲ尽セルニ拘ラス戦局ハ必スシモ好転セス 世界ノ大勢亦我ニ利アラシ加之敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ頻ニ無寧ヲ殺傷シ慘害ノ及フ所真ニ測ルヘカラサルニ至ル而モ尚交戦ヲ継続セムカ終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招来スルノミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシスノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ 是レ朕カ帝国政府ヲシテ共同宣言ニ応セシムルニ至レリ所以ナリ

朕ハ帝国ト共ニ終始東亜ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス 帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内為ニ裂ク 且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ 惟フニ今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル 然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス

朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ若シ夫レ情ノ激スル所濫リニ事端ヲ滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ乱リ為ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ朕最モ之ヲ戒ム 宜シク挙国一家子孫相伝ヘ確ク神州ノ不滅ヲ信シ 任重クシテ道遠キヲ念ヒ総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ誓テ国体ノ精革ヲ発揚シ世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スヘシ

爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ

御 名 御 璽

昭和20年8月14日

各 国 務 大 臣 副 書

戦争による軍人軍属の被害は次のとおりで1,864,710人（昭和24年日本統計年鑑所載経済安定本部調べ以下表についても同じ）に及ぶ死亡あるいは負傷行方不明となっている。

第1-1表 軍人軍属戦死傷行方不明

区 分	総 数	死 亡	負傷行方不明	備 考
陸 軍	1,435,676	1,140,429	295,247	
海 軍	429,034	414,879	14,155	
総 数	1,864,710	1,555,308	309,402	

注 負傷者は傷病恩給受給者のみである。陸軍関係の負傷者は昭和20年12月第一復員省調査により、その他は昭和17年から、昭和22年までの累計である。なお、陸軍の行方不明者約24万は詳細不明のため計上していない。

第1-2表 陸軍軍人軍属戦死傷行方不明

地 域	総 数	死 亡 (昭21.12現在)	戦 傷 (昭20.12現在)	備 考
米 国	520,396	485,717	34,679	
英 蘭	347,251	208,026	139,225	
中 国	291,878	202,958	88,920	
濠 洲	214,511	199,511	15,000	
仏 印	8,803	2,803	6,000	
満 洲	12,124	7,483	4,641	
そ の 他	23,388	23,388	—	
外 地 計	1,418,351	1,129,886	288,465	
内 地	17,325	10,543	6,782	
総 計	1,435,676	1,140,429	295,247	

第1-3表 海軍軍人軍属戦死傷行方不明

所 管	総 数	死 亡	負傷行方不明	備 考
中 央	42,409	41,663	746	
横 須 賀	139,648	135,572	4,076	
呉	111,970	107,965	4,005	
佐 世 保	92,944	89,022	3,922	
舞 鶴	38,595	37,298	1,297	
鎮 海	23	15	8	
高 雄	3,445	3,344	101	
総 数	429,034	414,879	14,155	

今次戦争(昭和12年7月7日以降)における本県関係死没者は、軍人・軍属、34,930余名、また海外においてたおれた一般邦人2,870余名、動員学徒、戦災死460余名、計38,260余名と推計されている。

第1節 岩手県出身軍人軍属の部隊編入状況

1 兵 籍 簿

旧憲法である大日本帝国憲法には兵役について次のように定めてあった。

第20条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

国民には納税の義務と同時に兵役法に従って必ず兵役に服さなければならなかった。

兵役法(昭2.3.31法律47) 抜すい

第一章 総 則

第1条 帝国臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

第2条 兵役ハ之ヲ常備兵役、補充兵役及国民兵役ニ分ツ

常備兵役ハ之ヲ現役及予備役ニ、補充兵役ハ之ヲ第一補充兵役及第二補充兵役ニ、国民兵役ハ之ヲ第一国民兵役及第二国民兵役ニ分ツ

第二章 服 役

第5条 現役ハ陸軍ニ在リテハ2年、海軍ニ在リテハ3年トシ現役兵トシテ徴集セラレタル者ニ服ス

第6条 予備役ハ陸軍ニ在リテハ15年4月、海軍ニ在リテハ12年トシ現役ヲ終リタル者ニ服ス

第8条 第一補充兵役ハ17年4月トシ現役ニ適スル者ニシテ其ノ年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員ニ服ス

第二補充兵役ハ17年4月トシ現役ニ適スル者ノ中現役兵又ハ第一補充兵トシテ徴集セラレザル者ニ服ス

第9条 第一国民兵役ハ常備兵役ヲ終リタル者及軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル補充兵ニシテ補充兵役ヲ終リタル者ニ服ス

第二国民兵役ハ常備兵役、補充兵役及第一国民兵役ニ在ラザル年齢17年ヨリ年齢45年ニ満ツル年ノ3月31日迄ノ者ニ服ス

第18条 第5条、第6条、第8条及第9条第1項ニ規定スル服役ハ其ノ期間ニ拘ラズ年齢45年ニ満ツル年ノ3月31日ヲ以テ限トス

第23条 前年12月1日ヨリ其ノ年11月30日迄ノ間ニ於テ年齢20年ニ達スル者ハ本法中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外徴兵検査ヲ受クルコトヲ要ス 前項ニ規定スル年齢ハ之ヲ徴兵適齡ト称ス

第1-4表 兵役年限一覧表

		17歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳
常備兵役	陸軍	現役 予 備 役 ← 2年 (15年4月) →						
	海軍	現役 予 備 役 ← 3年 (12年) →						
補充兵役	第一補充兵役	現役に適するもその年超過した者 (17年4月)						
	第二補充兵役	現役に適するも現役兵または第一補充兵役として徴集せられざる者 (17年4月)						
国民兵役	第一国民兵役	← 陸軍の常備兵役を終りたる者 (満45歳になった3月31日まで) →						
	第二国民兵役	← 海軍の常備兵役を終りたる者 (満45歳になった3月31日まで) →						
	補充兵役	← 補充兵役を終りたる者 (満45歳になった3月31日まで) →						
		← 常備兵役、補充兵および第一国民兵役でない年齢17歳～満45歳になった3月31日まで →						

これを要約すると前表のとおりである。

17歳に達した日から第2国民兵役に編入され、満20歳になったとき徴兵検査を受け、現役に適する者と、国民兵役に適するも現役に適せざる者および兵役に適せざる者に区分され、兵役に適せざる者いわゆる兵役免除者を除いてはいずれかの兵役に満45歳になった3月31日まで服さなければならなかった。

以上により兵籍に編入せられたる者は、陸軍兵籍規則（昭3.11.24、陸省令25）（海軍については省略）により兵籍を調整することになる。

陸軍兵籍規則

第1条 陸軍ノ兵籍ニ編入セラレタル者ノ身上ニ関スル必要ナル事項ヲ記載スル為本令ノ定ムル所ニ依リ兵籍ヲ調製ス

と規定されており、最初に入営したとき兵籍を所管する所属部隊において調製されることになっていった。また、在郷軍人（待命、休職、停職又は予備役の佐、尉官、予備役の下士官兵、婦休兵、補充兵役、国民兵役に在る者し初度召集中の者にして所属部隊に於て兵籍を調整したるものを除く）の兵籍所管部隊は、本籍地の聯隊区司令部となっており、在郷軍人の兵籍調製・保管にあっていた。

兵籍に記載されている事項は同規則第4条により、

一 本籍、戸主又ハ戸主トノ続柄、爵、氏名、出生及死亡年月日、同一戸籍内ニアル妻子、父母、祖父母、兄弟姉妹、孫（在郷軍人及現役ノ兵中営内居住ノ者ニ在リテハ妻子、父母、祖父母、兄弟姉妹、孫ニ関スル事項ヲ除ク）

二 官等級、位勲功級、賞典、刑罰、懲戒（以上ノ各事項ハ陸軍出身前及在郷中ノモノヲ含ム）、兵種、出身別、適任証書、特業及特有ノ技能、服役区分

三 履 歴

1 入営、退営、婦休、現役満期、転役、召集、召集解除、簡閲点呼、動員、復員、官制編制、改廃

2 待命、休職、停職、所在不明（分明）、職務ノ命免（戦時命課ヲ含ム）

3 陸軍諸学校ノ入学、卒業及陸軍諸学生生徒、聴講生ノ命免

4 昇給、増給、分遣、派遣、出張、委員、幹事等の命免、外国政府応聘（解約）

5 公傷病ニ因ル入（退）院及婦郷療養

6 陸軍出身時ノ学歴

7 青年学校ノ課程（之ト同等以上ト認ムル課程ヲ含ム以下之ニ同ジ）終了、学校教練検定規程及青年学校課程修得者検定規定ニ依ル検定ノ合格

8 陸軍出身前及在郷中ノ官公職（恩給法ノ適用ヲ受クル公務員、公務員ニ準ズベキ者、宮内職員ノ官公職ヲ謂フ以下同ジ）ニ関スル事項

9 其ノ他恩給資格ニ関係アル事項及前各号ニ準ズベキ事項

このようにして調製された兵籍が戦後聯隊区司令部から地方世話部に、さらに昭和22年地方自治法の施行に伴い県に移管され現在に至っている。

兵籍数は一部戦傷病者戦没者遺族等援護法関係請求に際し、立証資料として添付提出したため欠けているものもあるが、陸軍関係150,761名分（生存者、130,000名、死没者20,761名）が保管されている。

また、海軍関係は生存者分は厚生省に保管されているが、復員者届等から21,209名分、また、県で保管している死没者分は4,891名分で海軍関係は合計26,100名分となっている、さらに文官名簿（有給軍属）分は343名で、合計177,204名が終戦時本県本籍者で兵籍にあった者と推定される。

これら兵籍は、昭和27年制定公布の戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金、遺族給与金、遺族一時金、或は障害年金、障害一時金請求時における添付資料として、重要な役割を果しており、また、昭和28年復活の旧軍人恩給請求権の存否確認のための原簿となり、さらには公務員或いは公共企業体職員等の恩給年限通算等に対する軍歴証明発行の基礎資料となる等、戦後25年を経た今日今なお欠くことのできない重要な資料として、厳重な管理のもとに保管されている

2 昭和20年3月1日現在臨時軍人軍属届における在隊者数

戦局いよいよ不利となり、本土決戦を迫られるような状況となった昭和20年3月1日午前零時を期して、臨時陸軍軍人（軍属）届が実施され、陸軍部隊に編入中の軍人軍属の一斉調査が留守宅を通じて行なわれた。

この届による陸軍軍人の在隊者は61,815名、軍属は3,693名、計65,508名となっている。これは、前述の兵籍簿において記載した、陸軍に籍のあったもの150,761名の41%となり、兵籍のある者10人のうち4人は、現役あるいは、召集を受け軍務に服していたことになる。

また、海軍については、復員者名簿による召集または入団時期から、さらに、死亡者については死亡者原票から召集の時期および死亡時期等により推定した昭和20年3月1日における在団者は、16,939名となっており、全海軍兵籍者26,100名の64.9%にあたる。

陸海軍合計は、82,447名となり、兵籍にある者177,204名に対し、在隊者の割合は46.5%となり、兵籍にある者100人中約46人は、昭和20年3月1日現在陸軍または海軍に在隊していたことになる。

昭和20年10月1日における岩手県の人口は、1,227,789人でうち男子は579,741人となっており、零歳から70~80歳までの高齢者まで含めた、全男子の100人中14人強が軍務に服していたことになる。

昭和20年3月1日における市町村別、陸海軍別在隊者数は次のとおりである。

第1-5表 昭和20年3月1日における軍人軍属在隊者数

市町村名	陸 軍		計	海 軍 (20.3.1) (現在隊者)	計	備 考
	軍 人	軍 属				
盛岡市	4,378	598	4,976	1,216	6,192	
釜石市	1,965	72	2,037	665	2,702	
宮古市	2,192	162	2,354	553	2,907	
一関市	2,002	295	2,297	749	3,046	
大船渡市	1,238	28	1,266	423	1,689	
水沢市	1,998	79	2,077	583	2,660	
花巻市	2,406	197	2,603	882	3,485	
北上市	2,243	158	2,407	501	2,908	
久慈市	1,422	12	1,434	345	1,779	

市町村名	陸 軍			海 軍 (20. 3. 1) (現在隊者)	計	備 考
	軍 人	軍 属	計			
遠野市	1,739	72	1,811	423	2,234	
陸前高田市	1,585	70	1,655	405	2,060	
江刺市	2,813	223	3,036	785	3,821	
岩手町	837	55	892	334	1,226	
雫石町	980	33	1,013	323	1,336	
葛巻町	857	13	870	140	1,010	
西根町	942	15	957	224	1,181	
玉山村	805	28	833	202	1,035	
滝沢村	419	28	447	94	541	
松尾村	381	15	396	80	476	
紫波町	1,462	104	1,566	478	2,044	
矢巾町	824	42	866	200	1,066	
都南村	888	47	935	176	1,111	
大迫町	679	45	724	218	942	
石鳥谷町	858	44	902	279	1,181	
東和町	922	102	1,024	324	1,348	
和賀町	748	51	799	160	959	
湯田町	515	13	528	103	631	
江釣子村	428	44	472	121	593	
沢内村	461	28	489	104	593	
前沢町	1,263	47	1,310	371	1,681	
金ヶ崎町	857	17	874	158	1,032	
衣川村	442	11	453	103	556	
胆沢町	1,150	10	1,160	270	1,430	
平泉町	589	41	630	178	808	
花泉町	1,824	144	1,968	367	2,335	
千厩町	650	123	773	205	978	
藤沢町	753	151	904	225	1,129	
大東町	1,447	108	1,555	371	1,926	
東山町	528	48	576	108	684	
室根村	761	31	792	72	864	
川崎村	160	29	189	141	330	
住田町	445	19	464	157	621	
三陸町	564	9	573	192	765	
大槌町	808	90	898	246	1,144	
宮守村	592	28	620	143	763	
山田町	747	13	760	283	1,043	
岩泉町	1,153	9	1,162	249	1,411	
田老町	243	2	245	80	325	
田野畑村	280	—	280	67	347	
普代村	185	—	185	60	245	
新里村	202	—	202	67	269	
川井村	390	6	396	79	475	
軽米町	934	5	939	181	1,120	
種市町	568	5	573	138	711	
野田村	280	5	285	65	350	
山形村	330	1	331	47	378	
大野村	341	3	344	46	390	

市町村名	陸 軍			海 軍 (20. 3. 1) (現在隊者)	計	備 考
	軍 人	軍 属	計			
九戸村	330	1	331	114	445	
福岡町	1,394	26	1,420	370	1,790	
一戸町	1,184	25	1,209	327	1,536	
浄法寺町	431	2	433	93	526	
安代町	585	6	591	162	753	
金田一村	418	5	423	108	531	
合 計	61,815	3,693	65,508	16,939	82,447	

第2節 満洲開拓および青少年義勇隊

満洲の開拓は民族協和の理想実現と日本民族の発展を目指した歴史的な大事業であった。

満洲開拓政策基本要綱の基本方針として次のように規定されていた。

満洲開拓政策ハ日満両国ノ一体的重要国策トシテ東亜新秩序建設ノ為ノ道義的新大陸政策ノ拠点ヲ培養確立スルヲ目途シ特ニ日本内地人開拓農民ヲ中核トシテ各種開拓民並ニ原住民トノ調和ヲ図リ日満不可分関係ノ鞏化、民族協和の達成、国防力ノ増強及産業ノ振興ヲ期シ兼テ農村ノ更生発展ニ資スルヲ以テ目的トス

第1-6表 満洲開拓団および青少年義勇隊員

盛岡市	143	釜石市	14	宮古市	95
一ノ関市	114	大船渡市	112	水沢市	114
花巻市	156	北上市	132	久慈市	45
遠野市	62	陸前高田市	87	江刺市	191
岩手町	70	雫石町	69	葛巻町	108
西根町	59	玉山村	33	滝沢村	37
松尾町	7	紫波町	55	矢巾町	41
都南村	19	大迫町	68	石鳥谷町	32
東和町	112	和賀町	112	湯田町	11
江釣子村	17	沢内村	16	前沢町	48
金ヶ崎町	27	衣川村	61	胆沢町	55
平泉町	50	花泉町	47	千厩町	58
大東町	152	藤沢町	186	東山町	60
室根村	115	川崎村	43	住田町	34
三陸町	12	大槌町	20	宮守村	52
山田町	62	岩泉町	296	田老町	2
田野畑村	2	普代村	0	新里村	32
川井村	23	軽米町	23	種市町	2
野田村	21	山形村	3	大野村	33
九戸村	9	福岡代町	158	一戸町	110
浄法寺町	31	安代町	71	金田一村	40
				合 計	4,069

昭和7年から昭和20年の終戦にいたるまで前記基本方針に基づく国策として遂行され、参加した開拓者は全国で合計約32万人に及び、その中には紅顔の青年義勇隊員も約8万人を数えるにいたった。これ等の開拓者は、あるいは、匪襲と戦い、あるいは苛烈な気候を克服し困苦欠乏に堪えながら不撓不屈の努力を重ねて未開の大地を開発し、着々開拓の成果を挙げつつあったのである。

昭和20年敗戦という未曾有の非劇に遭遇し、勇途空しく挫折したのみならず、筆舌に尽しがたい艱難の末、多数の生命を失なうにいたり、悲惨な終末は誠に痛恨の極であった。

本県からいつ、どれだけの開拓者および青年義勇隊が送出されたかは明かにすることができないが、終戦後引揚げてきたかたがたからの提供された名簿による、本県本籍者の満洲開拓団および青少年義勇隊員の市町村別人員数は1—6表のとおり4,069人となっている。

下閉伊郡岩泉町の在籍者がもっとも多く296名を数え、ついで江刺市191名となっており、普代村を除く全市町村に及んでいる。

これら開拓団、義勇隊員の入植地は50数カ所に及んでいるがその主な開拓団名、入植地、終戦時本県在籍者数は次のとおりである。

第1—7表 主な開拓団入植地および終戦時本県本籍者数

開 拓 団 名	入 植 地	終戦時本県本籍者数
東北村開拓団	三江省鶴立県 (混 成)	383
○ 依蘭岩手開拓団	三江省依蘭県 (岩 手)	375
○ 第8次老永府開拓団	北安省慶安県 (岩 手)	312
第7次大平川開拓団	浜江省五常県 (混 成)	285
○ 第4次北上義勇隊開拓団	東安省勃利県 (岩 手)	277
寧安義勇隊訓練隊	牡丹江省寧安県 (混 成)	223
第5次昭北義勇隊開拓団	北安省綏稜県 (混 成)	213
○ 鉄驪岩手開拓団	北安省鉄驪県 (岩 手)	203
○ 第9次馬家店開拓団	北安省綏稜県 (岩 手)	198
第1次臨安義勇隊開拓団	浜江省肇州県 (混 成)	165
嫩江義勇隊訓練隊	里河省嫩江県 (混 成)	157
○ 第12次東龍鎮二戸郷開拓団	北安省北安県 (岩 手)	124
永安屯開拓団	東安省密山県 (混 成)	119
第2次樺陽義勇隊	三江省湯原県 (混 成)	98
興凱湖義勇隊開拓団	東安省密山県 (混 成)	88
第2次完達嶺義勇隊開拓団	東安省虎林県 (混 成)	84
第7次七道嶺義勇隊開拓団	龍江省洮南県 (混 成)	76
弥栄村開拓団	三江省樺川県 (混 成)	76
三井義勇隊開拓団	北安省海林県 (混 成)	64
老永府報国農場	北安省慶安県 (混 成)	58

注 1 本表は引揚げてきた開拓団員から作成して貰った名簿による。
2 終戦時の本県本籍者50名以上のみ掲載した。

なお、本県関係開拓団員で非命にたおれた者が1,795名に及んでいる。(満洲開拓殉難者拓魂碑奉賛会調)

第2章 復員および一般邦人の引揚

第1節 一般状況

終戦後「極東」の全面に配置されていた陸海軍部隊と、祖父母の時代から、あるいは戦争ぼっ発に近いころ、または戦時中海外に渡航した一般邦人、居留民で引揚げの対象となる者の総数は、合せて660万余と推定されている。

これを地域別にみると次のとおりである。(引揚援護の記録から)

- (1)〔中国軍管区〕 満洲を除く中国、台湾、北緯16度以北の仏領印度支那、(概数)3,116,000名、全海外同胞の47% (国民政府の管理下にある満洲から引揚げたものを含む)
- (2)〔ソ連軍管区〕 満洲、北緯38度以北の朝鮮、樺太および千島諸島、(概数)1,614,000名、全海外同胞の24%
- (3)〔東南アジア軍管区〕 アンダマン諸島、ニコバル諸島、ビルマ、タイ、北緯16度以南の仏領印度支那、マライ、スマトラ、ジャワ、小スンダ諸島、ブル島、セラム島、アンボイナ島、カイ諸島、アル島、タニンバル諸島、仏領ニューギニア、香港、(概数)745,000名、全海外同胞の11%
- (4)〔濠軍管区〕 ボルネオ、英領ニューギニア、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、(概数)139,000名、全海外同胞の2%
- (5)〔米軍管区〕 旧日本委任統治諸島、小笠原諸島、比島その他大平洋諸島、南鮮(概数)991,000名、全海外同胞の15%

故国に帰還するため各地に集結した同胞は、引揚船の回航とともにいよいよ乗船するわけであるが、引揚船は、旧海軍の残存艦船や、船舶運営委員会管理の日本艦船と、米国から貸与されたLSTやリバデー型輸送船により行なわれた。

引揚船はいかに貧弱なものであっても、乗船してはじめて同胞は敗戦にはじまる恐怖と不安から解放され、たがいに喜びをわちあっていた。

地区別出発港は次のとおりである。(引揚援護の記録から)

〔中国軍管理地域〕

- (満 洲) — 葫蘆島
- (華 北) — 塘沽、青島、連雲港
- (華 中) — 上海
- (華 南) — 広東、厦門、汕頭
- (台 湾) — 基隆、高雄、花蓮港
- (海 南 島) — 海口、榆林

(北部仏印) — 海防

〔英蘭軍管理地域〕

(香港) — 香港

(南部仏印) — サイゴン

(タイ) — バンコック

(英領ボルネオ) — ゼッセルトン, ラブアン, クチン

(馬來) — シンガポール, レンパン

(ビルマ) — ラングーン

(ジャワ) — バタビヤ, ラガル, スラバヤ, プロボリンゴ

(スマトラ) — クタラジャ, メダン, バレンバン

(小スンダ) — スンバワ, シンカラジャ, ロンボク, ビマ等

(アル, ケイ, タニンバル) — トアル

(モルツカス諸島) — ビル (セラム島西部ホアマル半島首都)

(ハルマヘラ) — カウ

(モロタイ) — ソビ

(セレベス) — 北部ケマ (ビートンの南) 南部マカツサル

(蘭領ボルネオ) — バリックババン

(蘭領ニューギニア) — ソロン, マノクワリ, サルミ, ホランジャ

〔濠軍管理地域〕

(英領ニューギニア) — ムシュ

(ニューブリテン) — ラバウル

(ブーケンビル) — ファウロ

〔米軍管理地域〕

(大平洋諸島) — 省略

(比島) — マニラ, タクロバン, ダバオ

(西南諸島) — 宮古, 石垣, 那覇, 古仁屋

(南鮮) — 註文津, 釜山, 仁川

〔ソ軍管理地域〕

(樺太千島) — 真岡

(ソ連領等) — ナホトカ

(北鮮) — 元山

(大連) — 大連

また各地域別の引揚時期は次のとおりである。

〔中国地域〕 海外同胞の約半数をしめる中国大陸からの引揚げは、昭和21年1月開始され、昭和23年8月15日最終船をもって概了した。

〔東南アジア〕 昭和21年2月に開始され一部を除いて9月までに完了している。なお一部南方作

業隊の帰還は昭和22年完了している。

〔濠北地域〕 昭和21年年頭に開始、7月までに完了。早期に整然と完了した地区である。

〔大平洋地域〕 緊急を要する地区は昭和20年中に、つづいてその大部分は昭和21年4月までに帰還を完了している。

〔ソ連地域〕 ソ連地域からの引揚げは昭和21年12月に開始され、昭和25年5月に一たん終り、長い空白期間の後昭和28年12月に再開されている。

各地域からの出発港については前述のとおりであるが、一方到着港は次のとおりである。

地方引揚援護局	開局年月日	閉局年月日
呉	昭20.11.24	昭20.12.14
門司	昭20.11.24	昭21. 1.23
別府	昭21. 2.21	昭21. 3.26
田辺	昭21. 2.24	昭21.10. 1
唐津	昭21. 2.21	昭21.10. 1
下関	昭20.11.24	昭21.10. 1
戸畑	昭21. 1.23	昭21.10. 1
仙崎	昭20.11.24	昭21.12.16
名古屋	昭21. 3.26	昭22. 2. 1
鹿児島	昭20.11.24	昭22. 2. 1
大竹	昭20.12.14	昭22. 2.21
浦賀	昭20.11.24	昭22. 5. 1
博多	昭20.11.24	昭22. 5. 1
宇品	昭20.11.24	昭22.12.31
函館	昭20.11.24	昭25. 5. 5
佐世保	昭20.11.24	昭25. 5. 5
横浜	昭20.11.24	昭20.12.14
	昭22. 5. 1	昭30. 7.11
舞鶴	昭20.11.24	昭33.11.15

第2節 軍人軍属復員状況

1 外地部隊

極東の全面に配置されていた軍人軍属は、長い戦いの間に、あるいは戦後の食糧事情等により多くの戦没者を出し、本県本籍者は約35,000名戦死戦病死等により死没した者と推定されているが、幸いに激烈な戦闘にかかわらず生命を全うし、あるいは戦後の悪条件を克服して、故郷の土を踏み得た者は、復員届によると陸軍約40,353名、海軍約18,130名と推定される。